

図1 平成29年度幌延町国民健康保険特別会計予算

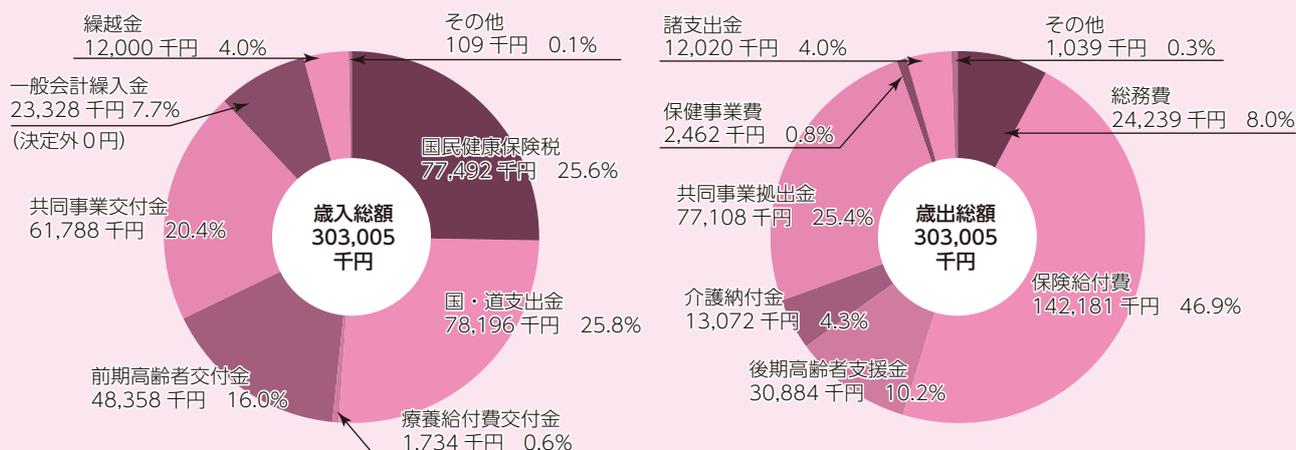


表4 一般会計からの繰入金

一般会計繰入金	27年度決算	28年度決算見込	29年度予算
法定内繰入金	24,247千円	24,028千円	23,328千円
法定外繰入金	0千円	0千円	0千円
計	24,247千円	24,028千円	23,328千円

※法定内繰入金とは、保険税の軽減分や出産育児一時金、職員給与費などを支援するための繰入金のこと。  
 ※法定外繰入金とは、歳出に対する歳入の財源不足を補うこと（赤字補てん）を目的とした繰入金のこと。

平成29年度の保険税率などは、表5のとおりです。本年度の保険税率（所得割・資産割・均等割・平等割）は据え置きですが、2割・5割の軽減判定所得基準については、国の改正内容と同様に改正しています。（表5・6参照）

加入者の皆さまには、幌延町国民健康保険事業運営へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

表5 平成29年度幌延町国民健康保険税率等

区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額	法定限度額
医療給付費分	5.80	39.30	26,000	28,000	54万円	54万円
後期高齢者支援金等分	1.80	9.50	6,000	6,000	19万円	19万円
介護納付金分	1.00	6.90	7,000	6,000	16万円	16万円
合計	8.60	55.70	39,000	40,000	89万円	89万円

※所得割とは、総所得金額から33万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額、資産割とは、固定資産税額（償却資産分除く）に率を乗じて得た額、均等割とは、加入世帯の人数に応じて課される額、平等割とは、加入する1世帯当たり課される額です。保険税額は以上を合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合には、賦課限度額となります。

表6 軽減判定基準の比較表

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が33万円	世帯の所得が33万円 【改正なし】
5割軽減	33万円 + (26.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (27万円 × 被保険者数)
2割軽減	33万円 + (48万円 × 被保険者数)	33万円 + (49万円 × 被保険者数)

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ保険係 電話：5-1115 告知端末機：5-8812